社会福祉法人本庄市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人本庄市社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

（役員等）

第２条　前条に規定する役員等とは、次にかかげる者をいう。

（１）理事・監事

（２）評議員

（３）本庄市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する委員会委員

（４）会長が委嘱する相談員アドバイザー及び相談員

（５）その他会長が認めたもの

（報酬額及び支給）

第３条　報酬の額は、別表１のとおりとする。

２　報酬は、その職務を行うため出席した都度支給する。ただし、法人成年後見事業運営委員会及び成年後見サポートセンター運営委員会を同日に行った場合、当該委員会委員への報酬はいずれか高い方の額を支給する。

（費用弁償）

第４条　役員等が公務のため市外に旅行したときは、本庄市社会福祉協議会旅費規程の例により、費用弁償として旅費を支給する。

２　前項に規定するもののほか、役員等が会議等に出席したときは、次のとおり費用弁償を支給する。ただし、報酬を支給する場合には、支給しないものとする。

（１）生活支援員　別表２のとおり

（２）法人後見支援員　別表３のとおり

（３）その他の役員等　日額　１，５００円

附　則

この規程は、平成１８年３月３１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年５月２６日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表１　　＜単位：円＞

役員等名	区　分	報酬額
地域福祉推進委員会委員	日　額	6,200
法人成年後見事業運営委員会委員	日　額	6,200
成年後見相談員アドバイザー	日　額	15,500
成年後見サポートセンター運営委員会委員	日　額	15,500
成年後見相談員	日　額	6,200

別表２　　＜単位：円＞

生活支援員	1回1時間まで	同行・代行で通帳預かり無の場合	1,000
		代理等の場合	1,400
	1時間を超えた場合30分毎に		400

別表３　　＜単位：円＞

法人後見支援員	1回1時間まで	1,400
	1時間を超えた場合30分毎に	400